

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 5件

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成9年2月から同年9月までの標準報酬月額を19万円に、同年10月から10年7月までの標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月1日から10年8月11日まで  
社会保険事務所からの連絡で標準報酬月額が引き下げられていることを知った。A社に勤めている時に、給料がそれほど下がったことはないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社に係る標準報酬月額は、当初、平成9年2月から同年9月までは19万円、同年10月から10年7月までは20万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年12月23日）の約3か月後の11年3月8日に、申立人の申立期間の標準報酬月額が、それぞれ、さかのぼって9万2,000円に引き下げられている。

また、オンライン記録によると、A社における厚生年金保険の被保険者であった多数の者について、申立人と同様に標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できるところ、申立人の当時の同僚は、「給料月額が急激に下がった記憶は無い。」旨を証言している。

さらに、申立人は、A社の法人登記簿から、A社の役員ではなかったことが確認できる上、A社において、電話機の取付け、保守の業務を行っていたとしているほか、オンライン記録により、平成10年8月11日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人が申立てに係る標準報酬月額の訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正

処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年2月から同年9月までの標準報酬月額を19万円に、同年10月から10年7月までの標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和61年5月1日、資格喪失日は62年8月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年5月から同年9月までは30万円、同年10月から62年7月までは32万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月1日から62年8月1日まで

A社B本店で昭和59年4月から平成2年11月まで勤務しており、このうち、昭和61年5月から62年6月までの期間については、所持している給与明細書から保険料が控除されていることが分かるので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書及び同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社B本店に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は昭和61年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同日付けの資格取得時決定及び同年10月1日付けの定時決定の標準報酬月額の記録が確認できるところ、62年8月1日において申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得の記録がさかのぼって取り消されていることが確認できる。

また、申立人は昭和61年5月7日に交付された健康保険被保険者証のコピーを所持している上、給与明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社B本店における厚生年金保険の被保険者資格を取得した40人のうち、15人が申立人と同様に昭和62年8月1日において資格取得の記録がさかのぼって取り消されていることが確認できる。

加えて、申立人及びその同僚（複数）は、「昭和 62 年当時に、社長から社員に対して社会保険から脱退する旨の説明があったが、さかのぼって被保険者資格を取り消す説明はなく、保険料も返還されていない。」旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 62 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格取得の取消処理を行う合理的な理由はなく、当該取消処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、61 年 5 月 1 日とし、同資格喪失日は、62 年 8 月 1 日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和 61 年 5 月から同年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から 62 年 7 月までは 32 万円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所（現在は、A社C事業所）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和46年2月23日、資格喪失日は47年1月9日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月から同年7月までは4万5,000円、46年8月から同年12月までは5万6,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月23日から47年1月8日まで

A社で勤務していた親戚の紹介により、昭和46年2月にA社B事業所に就職し、47年1月に退職するまで主にDの検査などの業務を行っていた。当時の社員名簿には私本人、職場の同僚などの記載があるはずであり、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社C事業所が保管する人事記録及び同事業所の回答から、申立人は、申立期間において、同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社C事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控え及び同資格喪失届の控えから、申立人は同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を昭和46年2月23日に取得し、47年1月9日に喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社B事業所の事業主は、申立人が昭和46年2月23日に被保険者資格を取得し、47年1月9日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届により、昭和46年2月から同年7月までは4万5,000円、同年8月から12月までは5万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月、同年 8 月から同年 9 月までの期間、60 年 3 月から同年 4 月までの期間、平成 3 年 4 月から同年 7 月までの期間及び 4 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成 10 年 3 月から 12 年 11 月までの期間及び 14 年 9 月から 15 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 5 月  
② 昭和 59 年 8 月及び同年 9 月  
③ 昭和 60 年 3 月及び同年 4 月  
④ 平成 3 年 4 月から同年 7 月まで  
⑤ 平成 4 年 6 月  
⑥ 平成 10 年 3 月から 12 年 11 月まで  
⑦ 平成 14 年 9 月から 15 年 7 月まで

申立期間①、②、③、④及び⑤については、昭和 59 年 5 月に事業所を退職し、実家に帰った時に母親から、会社を辞めたら必ず年金の手続をするよう言われたので、事業所を退職する都度、市役所で国民年金の加入手続を行い、その場で国民年金保険料を一括して納付し、残りの保険料は自宅に送付された納付書で納付した。

申立期間⑥については、市町村民税や自動車税を免除してもらっており、国民年金保険料も払えないので国民年金に加入することができず、市役所国民年金係の窓口で保険料を納付できないことを伝えると「検討しておきます。」と言われた。その後自宅に来た市役所の職員に、「全額免除にしておきます。」と言われ、保険料は免除されていると思っていたのに、国民年金保険料が免除の記録になっていないことに納得できない。

申立期間⑦については、事業が行き詰まり経済的に苦しい時期で、自宅に来た市役所の職員に「全額免除にしておきます。」と言われたのに保険料免除の記録になっていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年8月に払い出されており、申立人が居住する市が保管する「国民年金資格取得・異動届書」から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは63年7月23日であることが確認できるところ、その時点で、申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、同様に、申立人が居住する市が保管する「国民年金資格取得・異動届書」から、平成8年4月16日付けで提出された届書により申立期間④及び⑤の国民年金の被保険者資格を取得したことが確認でき、その時点では、申立期間④及び⑤の保険料は時効により納付することができない期間である。

さらに、申立人は、昭和61年7月から63年3月までの国民年金保険料を63年9月13日に過年度納付していることが市の保管する国民年金被保険者名簿から確認でき、このことは、事業所を退職する都度、市役所で国民年金に加入し、その場で保険料を納付してきたとする申立人の主張と相違する上、当初は申立期間の国民年金保険料について、国民年金の加入手続を行った際に市役所窓口で一括して納付したと申し立てていたが、その後、申立期間のうちの何か月かは自宅に送付された納付書で納付したと供述を変更するなど、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立てに係る申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに同期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間⑥及び⑦については、オンライン記録上、申立人は国民年金の被保険者ではない期間とされているところ、申立人は、経済的に同期間の国民年金保険料を納付することができなかつたので、国民年金の加入手続を行っていないと述べるとともに、保険料免除の申請手続を行った記憶も、免除承認書を受け取った記憶もないと供述しており、この供述から申立期間⑥及び⑦の保険料免除手続が行われたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間⑥及び⑦に関する申立内容を変遷させており、申立人の記憶は曖昧である上、申立人は申立期間⑥及び⑦について自宅を訪問した市役所職員に国民年金保険料を免除しておくと言われたと主張するが、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された申立期間⑦の時期に市役所職員が国民年金保険料の関係で自宅を訪問することは考え難いなど、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間⑥及び⑦に係る国民年金保険料の納付が免除されてい

たことを示す関連資料は無く、申立期間⑥及び⑦の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立人が申立期間⑥及び⑦の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 700

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から42年1月まで

申立期間の国民年金保険料は母親が農協又は当時の町役場で納付してくれていた。平成16年ごろまで所持していた国民年金手帳に、複数の領収印が押された昭和41年度の領収書をはさんで保管しており、平成16年10月ごろ社会保険事務所(当時)に年金相談に行った際、担当職員に確認してもらい、その領収書を無くさないようにと言われたことを記憶しているので、申立期間が未加入になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年3月に払い出され、申立人は同年2月22日に国民年金の被保険者資格を取得しており、オンライン記録上、申立期間は申立人が国民年金の被保険者ではない期間とされており、特殊台帳にも41年4月から42年1月までの欄には申立人が国民年金の被保険者ではないことを示す斜線が引かれていることから判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったと推察される。

また、申立期間直後の昭和42年2月及び同年3月の国民年金保険料は43年3月19日に過年度納付されていることが特殊台帳から確認でき、42年1月以前は申立人が国民年金の被保険者ではなかったと推察されること、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことを踏まえると、申立人が所持していたとする複数個の領収印が押された領収書が申立期間の国民年金保険料の納付に係るものであったとは考え難い。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料(家計

簿、確定申告書等)は無い上、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 701

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から49年12月まで

私が20歳になったころ、母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。母親から、私の保険料も納付してくれていると聞いたことがあるので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年11月26日に払い出されており、申立人が国民年金に加入したのは同年10月20日であることが申立人が当時居住していた市が保管する「国民年金異動届兼申請書」から確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は、申立人及びその弟（長男）の国民年金保険料を納付していたと証言しているが、申立人の弟（長男）が20歳に到達した昭和49年\*月から51年3月までの同人の国民年金保険料も未納となっており、母親の保険料納付に係る記憶は曖昧である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 22 日から 39 年 4 月 24 日まで  
A社にドライバーとして継続して勤務しており、申立期間の前後の期間の厚生年金保険の加入記録はあるのに、申立期間の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚から、申立人がA社に勤務していたとの証言は得られたが、申立期間についての勤務状況に関する証言を得ることはできなかった。

また、A社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、申立人は、昭和 38 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 10 月 22 日に喪失した後、再度、39 年 4 月 24 日に取得し、40 年 3 月 20 日に喪失していることが確認でき、この通知書における記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、A社の代表取締役は、「申立人の厚生年金保険については、保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」のとおり社会保険事務所（当時）に届け出ており、この資格喪失確認通知書には資格喪失日が昭和 38 年 10 月 22 日と記載され、備考欄に「退社」と記載されていることから、申立人については、退社を理由にいったん厚生年金保険被保険者資格を喪失させ、申立期間の厚生年金保険料は控除していない。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主に

より控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 1 日から 49 年 12 月 6 日まで  
昭和 45 年 9 月から A 社に 6 か月ごとに契約更新する季節労働者として勤務し、50 年 12 月 31 日まで継続して勤務しており、申立期間の前後の厚生年金保険の加入記録はあるのに、申立期間の加入記録が無いことに納得できない。就職する時に社会保険に加入しないのであれば採用しないと事業所から言われたので、厚生年金保険に加入しているはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者証番号と被保険者資格の取得日及び喪失日が記載されている A 社が保管する従業員名簿から、申立人は、昭和 45 年 9 月 1 日から 48 年 5 月 31 日までの期間及び 49 年 12 月 6 日から 50 年 12 月 30 日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、この従業員名簿の記録は、オンライン記録と一致している。

また、A 社の事務担当者には、申立期間当時のことを知る者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している上、当時の同僚から聴取しても申立人の申立期間における勤務及び保険料控除の事実をうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、A 社が保管する従業員名簿及び雇用保険の加入記録から、申立人が A 社において雇用保険に加入していた期間は、オンライン記録にある被保険者期間と一致している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 15 日から同年 3 月 15 日まで

昭和 43 年 3 月にA社に就職したが、47 年\*月\*日に長女を出産し、その後、同事業所を退職した。健康保険の出産給付金を受けた記憶があり、同年 3 月 15 日に国民年金に加入していることから、同年 3 月 14 日まではA社に在籍していたと思われるので、厚生年金保険の資格喪失日が同年 2 月 15 日になっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に申立期間中に厚生年金保険の加入記録がある 11 人のうち、連絡の取れた二人から聴取したところ、申立人の申立期間に係る具体的な在籍状況及び厚生年金の加入状況についての証言は得られなかった。

また、A社は既に解散しており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の事実についての確認はできない。

さらに、申立人に係る雇用保険の離職年月日は昭和47年 2 月 14 日であり、この雇用保険の記録は厚生年金保険の記録と一致している。

加えて、申立人が受給したと主張している出産手当金については、資格喪失日の前日まで継続して 1 年以上健康保険被保険者資格を有していれば、資格喪失後も継続して給付を受けることができることから、申立人が同手当金の給付を受けたとしても、そのことは、申立人が厚生年金保険に加入していたことを裏付けるものではない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 24 日から 32 年 11 月 1 日まで  
A社に2回勤務した。2回目に勤務した昭和 40 年 4 月からの厚生年金保険の加入記録は有るが、最初に勤務した期間（昭和 29 年 8 月 24 日から 32 年 11 月 1 日まで）の厚生年金保険の加入記録が無いので、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社での最初の勤務は、昭和 29 年 8 月 24 日からであると思う。」と供述しているが、A社において申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち、申立人と同じく坑内業務に就いていた 15 人は、「申立人を知らない。」と証言しており、A社における申立人の勤務実態及び勤務期間が確認できない。

また、A社は、既に解散しており、その事業主とも連絡がとれず、当時の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の事実について確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間における申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月14日から同年8月1日まで  
② 昭和31年7月20日から32年5月1日まで

それまで勤めていた会社を退職した昭和30年4月にA社に就職し、38年12月1日まで継続して勤務したのに、その間、厚生年金保険の未加入期間があるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた従業員の証言から、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所記録によると、同事業所は、昭和30年8月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所となり、31年7月20日にいったん全喪した後、32年5月1日に、再度、適用事業所となっており、申立期間①及び②については、適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間当時、A社に勤務していた従業員から、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料の控除について、具体的な証言は得られない。

さらに、A社は平成7年に解散し、当時の事業主は既に死亡している上、A社が解散した当時の事業主の長男は、「父は現在入院中である上、当時の書類は処分しており、申立人の保険料控除の事実については不明である。」と証言している。

このほか、申立期間①及び②の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。